

「改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護 検討タスクフォース」について

平成27年12月24日
事務局

1 経緯・背景

- 平成27年9月、個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進する改正個人情報保護法が成立。個人情報保護委員会の設立、個人情報の定義の明確化、特定の個人を識別することができないように加工された「匿名加工情報」の自由な利活用を認めること等を内容とする。
 - ⇒ 今後、改正法の施行に向けて、政令や委員会規則等において、定義の詳細や、匿名加工情報の作成基準など、制度の詳細が決められる。
- 通信分野の個人情報保護について、総務省は、「電気通信事業における個人情報保護のガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、電気通信事業法が保護する「通信の秘密」と、個人情報保護の関係についての整理等を行っており、今般の法改正を受けて同ガイドラインの見直しが必要となるところ。

2 主な検討事項

- ① 改正個人情報保護法を受けたガイドラインの見直し、
- ② IoTの進展等のパーソナルデータ利活用の新たな動向を踏まえたプライバシー保護に係る課題について検討(詳細は次頁)。

3 検討の進め方

- 「ICTサービス安心・安全研究会」の「個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」の下に、「改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース」(主査:新美育文明治大学法学部教授)を設置し、本年11月から検討を開始。(11月5日に第1回会合、12月18日に第2回会合)
- 2016年3月頃までに、ガイドラインの見直しについて方向性を取りまとめ。その後、2016年夏を目途に、IoTの進展等を踏まえたプライバシー保護に係る課題等について取りまとめ。(概ね月1回程度の開催を想定)

改正法を受けたガイドラインの見直し

- 改正個人情報保護法では、個人情報の定義の明確化によるグレーゾーンの解消や、「匿名加工情報」の自由な利活用を認めること等により、パーソナルデータの利活用の推進が図られているところ。
- この改正により、「匿名加工情報」や「要配慮個人情報」等の新たな概念が導入されることから、
 - ・ ガイドラインに新たに盛り込むべき規定の整理
 - ・ ガイドラインの既存規定と改正法の規定(改正法に基づき制定される政令、規則、ガイドライン等の規定を含む)との整合性の確保等についての検討を行う。
- また、電気通信事業分野の個人情報保護の在り方について、近年の電気通信サービスの高度化・多様化を踏まえた検討を行い、必要に応じ、ガイドラインへの反映を検討する。

IoTの進展等を踏まえたプライバシー保護に係る課題についての検討

- IoTの進展等により、膨大なデータの有効な活用が期待される一方で、個人が気付かない状態での情報の収集や第三者提供、大量の情報が流通・分析されることによる個人特定といったリスクが高まり、プライバシー上の問題が増大することが懸念されている。
 - このような新たな動向を踏まえたプライバシー保護に係る課題の検討を行う。検討の視点として、例えば以下が考えられる。
 - ・ 多数のプレイヤーが関与することによる課題(説明や同意取得の困難、プレイヤー相互の責任関係等)
 - ・ 公益性の高い目的のための情報利用とプライバシー保護のバランス 等
- ※ IoTビジネスにおけるデータ流通の促進については、「IoT推進コンソーシアム」に置かれる「データ流通促進WG」において検討予定。

【構成員】

(敬称略)

東 博暢	日本総合研究所戦略コンサルティンググループ上席主任研究員/融合戦略クラスター長
石井 夏生利	筑波大学図書館情報メディア系准教授
板倉 陽一郎	弁護士
小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
佐藤 一郎	国立情報学研究所教授/所長補佐
(主査代理) 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
高崎 晴夫	KDDI総研取締役
高橋 克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員
田中 里沙	宣伝会議取締役副社長兼編集室長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
(主査) 新美 育文	明治大学法学部教授
森 亮二	弁護士

【オブザーバ】

(一社)電気通信事業者協会	特定個人情報保護委員会事務局
(一社)テレコムサービス協会	内閣官房IT総合戦略室
(一社)日本インターネットプロバイダー協会	消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室
(一社)日本ケーブルテレビ連盟	経済産業省商務情報政策局情報経済課
(一財)日本データ通信協会	
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	

	議題
第1回 2015年11月5日	(1) 改正個人情報保護法を踏まえた「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に係る検討等について (2) パーソナルデータ利活用の新たな動向に関する報告 <ul style="list-style-type: none">「プライバシー保護に係る最近の動向」(小林構成員)「コネクテッドカーにおけるプライバシー保護について」(株式会社KDDI総研)
第2回 2015年12月18日	(1) 事業者団体へのアンケート結果について (2) 位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利用の両立に向けた調査研究について (3) 匿名加工情報の利活用に向けて(ニフティ株式会社) (4) 電気通信事業分野ガイドラインに係る検討等について

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

背景

- 情報通信技術の進展により、**膨大なパーソナルデータが収集・分析される、ビッグデータ時代**が到来。
- 他方、**個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）**のために、企業は**利活用を躊躇**。（例：大手交通系企業のデータ提供）
- **また、いわゆる名簿屋問題**（例：大手教育出版系企業の個人情報大量流出）により、**個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念も増大**。



対応

- **個人情報の定義を明確化することによりグレーゾーンを解決し、また、誰の情報か分からないように加工された「匿名加工情報」について、企業の自由な利活用を認めることにより経済を活性化**。
- **他方、いわゆる名簿屋問題対策として、必要に応じて個人情報の流通経路を辿ることができるようにし、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設け、不正な個人情報の流通を抑止**。